

## 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

## 告示

ページ

○宮城県議会臨時会の招集	（財政課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（障害福祉課）	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（農林水産経営支援課）	二
○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部改正	（農業振興課）	三
○平成二十三年における主要農作物の原種の価格	（農産園芸環境課）	三
○県営土地改良事業の工事の完了	（農村振興課）	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	（都市計画課）	四
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	五

## 告示

○宮城県告示第五百七十六号

次の事件のため、平成二十三年八月十九日、宮城県議会臨時会を仙台市に招集する。

平成二十三年八月十二日

一 平成二十三年宮城県一般会計補正予算

宮城県知事 村井嘉浩

二 東日本大震災復興基金条例  
三 工事請負契約の締結について（宮城スタジアム改修工事）  
四 専決処分報告について（和解及び損害賠償の額の決定）  
五 専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）  
六 請願について（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせるように情報の公開を求めることについて）

○宮城県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 せんだいアピリティネットワーク

二 代表者の氏名 渡辺 信英

三 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国見一丁目八番一号

この法人は、障害者や高齢者、子ども及び一般市民に対して、IT支援を通じて情報技術の修得ならびに少子高齢化社会に対処するための福祉支援に関する活動を行い、真にバリアフリーな情報化社会の形成と受益者のQOL（生活の質）の向上、及び、健康で自立した福祉社会の一員としての意識づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年八月一日

○宮城県告示第五百七十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四一五二〇〇七一六	株式会社ウイング	就労支援センターウイング グル・ヒューマンサポーター宮城野	平成二十三年 八月一日



改める。

○宮城県告示第五百八十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月十二日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び仙台地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市のうち次に掲げる地域第十号中「梅ノ木」を「梅ノ木（一〇番、一五番、一五番三、一八番一、一八番三から一八番一まで、一九番二、一九番三、二〇番、二二番一、二二番二、二二番三、二二番四から二二番五まで、二三番七、二三番八、二四番、二五番一、二五番二、二六番から三七番一まで、四一番一、六〇番一、六〇番三、六〇番六、七七番一、七八番二から八一番二まで、一〇一番一から一四七番まで、一四九番から一六七番まで）」に改める。

○宮城県告示第五百八十一号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原 種	原種一キログラム当たりの価格
麦類 小麦	二百一円
麦類 大麦	二百一十一円

○宮城県告示第五百八十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
第2旧迫川	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成二十三年五月六日

○宮城県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（

○宮城県告示第五百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十三年八月五日

商号又は名称等		主たる営業所の所在地		建設可番号		申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類		受付年月日	
株式会社京電工 後藤 英成	仙台市太白区南大野田 二・六センチュリーマ ンション上久	般・特・十八 百三十五号	一般建設業	平成二十三年 七月十四日	株式会社エムフ レックス 三原 敏成	仙台市泉区桂一丁目七 五	般・二十二 一万七千五 百三十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 土木工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 タイル・れんが・ フロック工事業	平成二十三年 七月一日
株式会社アド ミックス 曾根 みよ子	仙台市泉区七北田字大 沢小松十六・七	般・十八 九十六号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造工事業 ほ装工事業	平成二十三年 七月八日	有限会社千葉住 建 三郎	栗原市高清水新田四十 四・二	般・十九 八千二百三 十二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 屋根工事業 ほ装工事業 内装仕上工事業	平成二十三年 七月十三日
有限会社山口鉄 工所 戦太郎	気仙沼市川口町二丁目 七十一・二	般・十八 一万三千三 百六十七号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	平成二十三年 七月十三日	株式会社環境産 業 貴浩	栗原市志波姫南郷外沼 六十六	般・十八 一万四百六 十号	一部廃業 一般建設業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十三年 七月八日
株式会社協立ダ クト工業 内藤 清吾	仙台市宮城野区蒲生字 二本木百二十七・八	般・十九 一万六九六 十五号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十三年 七月六日	株式会社共伸興 建 吉春	気仙沼市波路上岩井崎 三十七	特・十八 九千九百七 十六号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十三年 七月十三日
株式会社建設 フアミリー建設 佐藤 節子	塩竈市花立町二・七	般・十八 一万八百七 十号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十三年 七月七日	株式会社環境産 業 貴浩	栗原市志波姫南郷外沼 六十六	般・十八 一万四百六 十号	一部廃業 一般建設業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十三年 七月八日
株式会社京電工 後藤 英成	仙台市太白区南大野田 二・六センチュリーマ ンション上久	般・特・十八 百三十五号	一般建設業	平成二十三年 七月十四日	株式会社エムフ レックス 三原 敏成	仙台市泉区桂一丁目七 五	般・二十二 一万七千五 百三十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 土木工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 タイル・れんが・ フロック工事業	平成二十三年 七月一日

株式会社エムフ レックス 三原 敏成	仙台市泉区桂一丁目七 五	般・二十二 一万七千五 百三十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 土木工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 タイル・れんが・ フロック工事業	平成二十三年 七月一日
仙台推進工業株 式会社 内布 浩一	名取市大曲字古館 百 二十六・一	般・二十 一万八千三 百十九号	全部廃業 とび・土工事業	平成二十三年 七月七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組  
合からその理事について、次のとおり届出があった。  
平成二十三年八月十二日

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所所在地

東松島市根古字鯉前五十四番地

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名	住 所
阿部 勝夫	東松島市牛網字南大浮足二十八番地
熱海 純一	東松島市牛網字平岡三十一番地
石森 莊	東松島市牛網字駅前一丁目四十八番地十二
石森 康夫	東松島市牛網字平岡七番地
菅野 昭二	東松島市小野字町百二十四番地
千葉 源悦	東松島市牛網字南大浮足四十八番地
千葉 繁	東松島市牛網字西中浮足三番地の一
平岡 初男	東松島市牛網字平岡二十六番地

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

柴田郡川崎町大字川内字北川原山二百三十八番四十七、二百三十八番五十、二百二十八番五十一、二百三十八番五十二及び二百二十八番五十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡三丁目十番七号サンライン第六十六ビル四階

株式会社創造的生物工学研究所